



31 逗 個 情 運 発 第 3 号
2019 年（令和元年）6 月 11 日

逗子市長 桐ヶ谷 覚 様

逗子市個人情報保護運営審
会 長 安 達 和



個人市民税高額納税者への感謝状等の贈呈事務に係る保有個人情報の
目的外利用及び本人通知の省略について（答申）

2019 年（令和元年）5 月 27 日付け、諮問第 10 号「個人市民税高額納税者への感謝状等の贈呈事務に係る保有個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について」に係る逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項ただし書の規定に基づく保有個人情報の目的外利用及び本人通知の省略につきましては、審議の結果、諮問の内容を適当と認め答申します。

以上